



ネパール制憲議会選挙

日本政府選挙監視団(ネパール選挙監視国際平和協力隊)所感

平成 20 年 4 月 13 日、カトマンズにて

1. 丹羽敏之氏を団長とする日本政府選挙監視団(ネパール選挙監視国際平和協力隊:以下「当監視団」と表記。)は、4月10日に実施された制憲議会選挙の監視活動を行うため、3月29日から当地に派遣され、投票日に向けた準備、投票、開票の各過程の監視を行ってきた。当監視団は、有識者、NGO関係者及び政府職員等の24人からなり、カトマンズ、ビラトナガル、デュリケル、ポカラ及びネパールガンジの5地域で、12人のネパール人アシスタントたちとともに活動した。投票日当日、当監視団の団員は、国内10郡の34選挙区において、111箇所の投票施設に設置された約300の投票所を訪問した。
2. 投票日には、伊藤忠彦衆議院議員及び橋本岳衆議院議員も当地を訪問し、両議員が水野達夫在ネパール日本大使や日本大使館の館員とともに活動したことは、選挙の成功やネパールでの民主主義の更なる発展のための日本の支援をより強化するものであった(東京から派遣された24人の当監視団の団員を含め、選挙に際し当地で活動した人数は約50人にも上る。)
3. 当監視団の活動は時間的にも地域的にも限られていたが、情報収集や、他の国際・国内監視団、国連関係者、当地の政治指導者との意見交換を積極的に行った。今般、活動の節目に当たり、当監視団が見聞した範囲での所感を発表し、後日、選挙管理委員会に「評価と提言に関する報告」を提出する予定である。
4. 当監視団は、この制憲議会選挙は、民主的なネパールの発展における画期的な出来事として認識している。2006年11月の包括的和平合意や、その後の関係者による交渉で得られた諸合意が、ネパール国民に将来の国家や統治の在り方に関する民意を表明する機会をもたらしたのである。
5. 当監視団は、ネパール国民による制憲議会選挙の実施に祝意を表するとともに、この選挙の実施に向けてネパール政府、各政党の党首、選挙管理委員会、ネパール警察が行った努力を認識し、称賛する。国連や国連ネパール政治ミッション(UNMIN)、日本を含め国際社会からの支援も行われた。また、何よりもまず選挙に熱心に参加したすべてのネパール国民や、各自の業務に真剣に取り組んだすべての選挙管理職員に対し、当監視団は深甚な敬意を表する。
6. 当監視団は、特に選挙の初期の段階に見られた、一部の政治的な組織活動の在り方を残念に思っている。殺人、誘拐、脅迫やその他の暴力行為の申立て、また、選挙法や刑法の違反として報じられた多くの事案は憂慮すべきものであった。4月初頭、3大政党の指導者が、各々の支持者たちを冷静にさせるよう合意したことは前向きな効果もあったが、スルケット郡(注:選挙の直前に候補者が殺害されるという事件が発生し、同郡の一部の選挙区で選挙が延期された。)を含め、一部の地域における暴力の停止には不十分であった。当監視団は、不当に苦しめられたすべての人々が、ネパールにおける法の支配に基づいて、平和裡に法的な処置を求めるよう呼びかける。投票の際、登録された名前と違う名前で行われたと見受けられる事例など、一部で個別の不正があることを確認した団員もいるが、当監視団としては、選挙管理委員会の職員がこうした事案を処理するやり方に概ね満足している。また、団員は、今後、技術的な改善が検討されるいくつかの点にも気が付いた。当監視団は、選挙管理委員会が20箇所の投票施設に設置した60の投票所において再投票を行う旨決定したことは、選挙を自由かつ公正なものにしようとする選挙当局の強固な意志の現れとして歓迎する。
7. 団員は一部の地域で投・開票の過程を監視したが、選挙関係の職員、政府の監視員、また政党関係者が示したプロフェッショナルな姿勢を称賛している。当監視団としては、開票や集計の過程が引き続き適切かつ透明性をもって行われることを期待している。選挙に関して不正の指摘がある場合には、法に従って、不服申立てや、事案の処理が行われなければならない。当監視団は、すべての関係者による選挙結果の受入れの重要性を強調するとともに、結果はネパール国民の民意が反映されるものになると考えている。暴力は決して許されるべきではない。
8. ネパールは多民族で多文化な国であるが、こうした多様性はネパール国民が一丸となって前進する際の力にもなり得る。当監視団は、ネパール国民の粘り強さや、ネパール国民が国づくりに強固なオーナーシップで取り組む決意を信じている。ネパール国民のオーナーシップの高まりに対して、日本は引き続きパートナーシップで応えていきたいと考えている。

(以上)